

# ARAKUSA



ささえよう 広げよう みんなの力で—

名古屋法律事務所  
友の会ニュース

2026.1  
No.129

TAKE FREE

特集①

## のりちゃんのノリノリ憲法! 続・憲法って何?? ～基本原則とアレコレ～

特集②

## 戦争体験を 語り継ぐ 世代を超えて遺したいもの

セミナー  
税金講座

お知らせ  
第44回友の会総会

トピックス  
常滑さんぽ



# 憲法ってなに??

## 基本原則と「アールコーラー」

### のりちゃんの

### ノリノリ憲法!



のりちゃん



MEGANE

**M** そう！鋭い指摘だね。今回は参政党の憲法案をみながら改めて日本国憲法の理念について考えてみようと思うんだ。ではまず、日本国憲法の基本原則って知っているかな？

**Q** もちろん！国民主権、平和主義、基本的人権の尊重だよ。小学校で習ったよ！

**M** 大正解！実は、参政党の憲法案には、思想良心の自由とか表現の自由といった個人の自由や権利に関する規定のほとんどがなくなっているんだ。

**Q** えーっ、それじゃ憲法としての意味がなくなっちゃうじゃん。前に言っていた、政府の意見に反対する投稿にイネ！押した人を逮捕できるようにするかもしれないってこと？

**M** よく覚えてるね。憲法に規定がないなら、その部分は法律で何を決めてもOKということになるよね。そうすると、今の香港のように、多数決で決めさえすれば、思想良心の自由や表現の自由が踏みじられるような法律でも作ることが可能になってしまっただ。

そんな法律ができたら、SNSやブログなどで自分の意見を気軽に発表することなんてできなくなってしまうよ。

**Q** 前に教えてもらった「治安維持法」のように、天皇制反対と主張すると死刑

判決を受けてしまうような法律も作れちゃうの？

**M** 憲法的には可能になってしまっただ。また、参政党の憲法案には、今の日本国憲法で定められている「法の下の平等」(14条)に関する規定もないんだ。

だから、たとえば、外国人に対する差別を正面から認めるような法律なんてものが作られかねない。さらには、貴族制度や奴隷制度を作ることだって許されかねないよ。

**Q** えーっ!! この時代に?



**M** さらに問題なのは、今の日本国憲法で定められている、拷問の禁止(36条)や自由の強要の禁止(38条)といった、刑事手続についての規定も一切なくなっていることだ。何の罪も犯していない人に対して拷問によって自白を強要し、罪をでっち上げるなんてこともできてしまっただ。

**Q** 聞いているだけで怖くなって震えてきちゃうよ。そのほかにどんな問題点があるの？

**M** 参政党の憲法案には、「国民の要件」として、「日本を大切にすることを有することを基準として、法律で定める」と書かれているんだけど、どう思っ?

前回まで憲法についていろいろ学んできたけど、もっともっとな憲法について理解を深めたいな。何か良い題材はないかな？



今年(2025年 以下同じ)の参議院議員選挙で参政党が躍進したことは知っているかな？

**Q** 知ってる。躍進もしたけど、「排外主義的だ」などの批判もたくさん受けているみたいだね。

**M** 参政党は「創憲」を提唱し、今年5月に「新日本憲法(構想案)」という独自の憲法案を発表したんだ。

**Q** 「創憲」?? 「改憲」は憲法を改正するということだから、創憲は憲法を作ることかな。

**M** 正解！今ある憲法とは違う新しい憲法を一から作り直すってこと動きなんだ。

**Q** えーっ、でも、今の日本国憲法には、二度と戦前のようなことを繰り返さないために、反省を踏まえて、権力の暴走が起きないように、思想良心の自由(19条)とか表現の自由(21条)などが定められているって、あらくさ123号で勉強したよ。そういう大事な憲法を一から作り直してしまうって、どういことなのかな？

① 「日本を大切にすること」自体は悪いことではないと思うけど…。

M そうだね。でも、そのような「心」は誰かから押しつけられるものではないよね。まさに「思想良心の自由」の問題だと思っけど、先ほども述べたように、そもそも、この憲法案には「思想良心の自由」の規定がない。

② 確かに、好きなものを、大切にしたいものは人それぞれだから、その個人が「心」の持ち方を憲法で強制するのはおかしいと思うなあ。

M じゃあ「日本を大切にすること」というのはどう思う？

③ うーん、そう言われてみると具体的に答えられないや。

M とてもあいまいだね。実はこの憲法案には注釈がついていて、この「日本を大切にすること」の意味については、「我が国に対する害意がないことをもって足りると解すべき」とされているんだ。だけど、この「害意がないこと」というのもあいまいであることには変わりがないよね。



④ 「害意」もよくわからないし、「害意がないこと」をどうやって証明するかもよくわからないなあ。

M そうだね。だから、そのときどきの権力者の都合や気まぐれによって「お前は日本を大切にしていない」と判断され、最悪の場合には国籍を剥奪されてしまいかねないんだ。

⑤ ひえーっ。



M さつきも言ったけど、拷問の禁止や自由強要の禁止の規定もなくなっているから、拷問によって、日本に対する「害意」がないかどうかを確認することすら可能になってしまいかねないよ。

⑥ なんてこった！今の日本国憲法にある思想良心の自由や拷問の禁止などの規定がどんなに大切なものなのかが実感として分かってきたよ。

M そもそも、「日本を大切にすること」を有する人しか国民として認めないというところは、いろいろな考え方を有する人々が互いに尊重し合って共存していくという今の日本国憲法の根本の理念と真っ向から反するものというべきだと思っよ。

⑦ みんなで仲良く幸せに暮らしたいだけなのになあ。

M ほかに、参政党の憲法案では、第1条において「日本は、天皇のしらす君民

一体の国家である」「天皇は、国民の幸せを祈る神聖な存在として侵してはならない」と天皇を元首として扱っような規定がなされているよ。

また、第4条では「国は、主権を有し、独立して自ら決定する権限を有する」というように、主権が「国家」にあるということが書かれている。他方、「国民主権」という言葉は一切書かれていないんだ。

⑧ もはや民主主義の国ではなくなってしまうことだね…。

M そのほかに、「土地は公共の財産」といった私有財産制を否定するような規定や、「自衛軍」を保持するといった（この点については、あらかさ124号と125号で詳しくお話しをしているよ）、今の日本国憲法の基本的な考え方とは相容れないような規定がたくさんあるんだ。

⑨ 憲法って、時の政府が暴走しないように権力をしぼるものだったはずなのに、参政党の憲法案は何だか国民をしばりつけるような内容になっているよね。今までもまして、今の日本国憲法の理念を大切に守っていかなくてはいけないと思ってきたよ。

### 日本国憲法

#### 第14条

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

#### 第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

#### 第21条

① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### 第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

#### 第38条

① 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自由又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自由は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自由である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

次号も  
お楽しみに~



## 世代を超えて遺したいもの

戦後 80 年が過ぎ、戦前の雰囲気が漂い平和憲法が脅かされつつある今だからこそ戦争を経験していない世代に遺したいものをご紹介します。



### 『不死身の特攻兵 軍神はなぜ上官に反抗したか』

鴻上尚史  
講談社現代新書 | 講談社

太平洋戦争の末期の”特別攻撃隊”。戦死を前提とする攻撃で、多数の若者たちが命を落としました。しかし、特攻兵佐々木友次氏は合計9回出撃し、9回生還し、戦後の日本を生き抜き2016年2月に96歳で亡くなりました。この本は、鴻上尚史氏の佐々木氏へのインタビューの記録です。飛行機がただ好きだった青年が、なぜ上官の命令に背き、命の尊厳を守りぬけたのか。彼は上官らに「飛行機は飛ぶためのもので浮力があるから、落下スピードは爆弾よりも遙かに劣る。爆弾を投下した方がずっと速いスピードで敵艦に到達する。死んだら終わりだが、生きて帰ればまた攻撃が出来る。」と言いました。作戦論として、特攻の不合理さを見事に突く言葉です。しかし、上官らは一言も反論出来ないにもかかわらず、彼が帰還する度に「どうしても死んでこい。」と繰り返しました。彼の信念に基づく奇跡とも言えるべき行動が、特攻がいかに非合理的かつ非人間的な作戦だったかを物語っています。理不尽な戦争遂行の責任を突き彫りにする貴重な一冊です。 (弁護士 松本 篤周)

### 『はだしのゲン』

中沢啓治  
中公文庫 | 中央公論新社

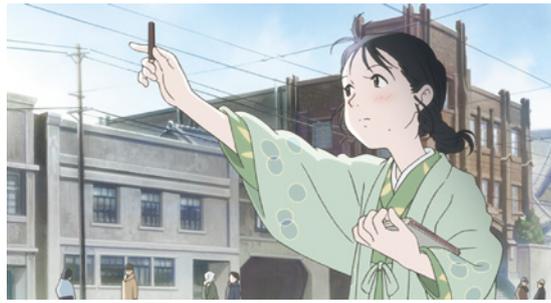
岐阜県職員組合が、戦後80年記念公演会として、講談師の神田香織さんを招いた講談「はだしのゲン」を聴きにきました。生で講談を聴いたのは初めてだったのですが、原作のワンシーン、ワンシーンが目には浮かんでくる、迫力ある語りによって圧倒されました。

いうまでもなく、原作漫画の「はだしのゲン」は、作者の中沢啓治さんの被爆体験を作品化したもので、1972年から「少年ジャンプ」に連載されたそうですが、私は70年代末の小学生時代に、単行本化されたもので読みました。原爆症認定訴訟に参加した私にとって、原爆について知った最初の経験が「はだしのゲン」との出会いでした。

父が反戦思想を持っていたために家族全体が非国民扱いされる中、主人公のゲンと弟の進次とのユーモアのあるやりとり、原爆投下と父、姉、弟を助けることができなかつた苦しみ、生き残った者にも襲いかかる健康被害など、原爆被害を多角的に捉えた不朽の名作です。

(弁護士 樽井 直樹)





### 『この世界の片隅に』

©2019この史代・コアミックス / 「この世界の片隅に」製作委員会

この映画は、第二次世界大戦下の広島・呉を舞台に、主人公「すず」が戦火の中でも懸命に日々を生きる姿を描いた作品です。

本作の特徴は、「市井の人々の生活」に焦点を当てていることです。配給の限られた食材を工夫して料理を作り、空襲の合間に洗濯や炊事を続ける「何気ない日常が、戦争によって少しずつ削られていく様子」が淡々と描かれます。戦時下の日常が丁寧に描写されることで、戦争による被害の深刻さがより浮き彫りになり、失われていく「普通の暮らし」の尊さを再認識しました。そして、この作品を通して戦時下の生活を追体験することで、人々の幸福を奪う戦争の非人道性に強く憤りを感じました。

人々のささやかな日常の価値をあらためて思い起こさせてくれる作品です。  
(弁護士 吉川 哲治)

### 『ひめゆり平和祈念資料館』

今年の5月、ひめゆり平和祈念資料館を訪れました。ひめゆりの塔の前には色とりどりのお菓子が積み、訪れた方がカバンから手持ちのお菓子を供える光景が目に見えようでした。

平和祈念資料館の展示は、ご自身の目でご覧になっていただきたいですし、とてもこの紙面には語り尽くせないほどですから、みなさんにもぜひ一度、訪れていただきたい場所です。

展示の最後には沖縄戦で亡くなった生徒と教師227人の写真と名前が並んでいます。その説明によれば、教師の中に、生徒達との自決を決断し、または自決をするように求めた者がいたのです。

教師も戦争の犠牲者であり、「捕虜になるくらいなら死を選ばべき」という風潮があったのは確かですが、教師達は生徒らが自決する、命が失われるという意味を真に理解していたのでしょうか。

別の展示では、ある日本兵が生徒達の自決を防ぐべく、生徒達の手榴弾を自分の食べ物と交換したとの話もありました。兵士の中にさえそのような人がいたのに、どうして彼女らに慕われていた先生たちは、生徒の命が奪われることに疑いを持たなかったのでしょうか。

国の作り出した風潮にとらわれ、生徒たちの命を奪った教師にも、そのような教師を生み出した当時の政府に対しても、ひどく憤りを覚えながら、227枚の写真を後にしました。

資料館を出ると、とてもよい天気でした。心地よく風が吹く、もう何にもおびやかされない、静かで穏やかな場所でした。

(弁護士 平野 弥優)



〈ひめゆりの塔〉沖縄戦末期に沖縄陸軍病院第三外科が置かれた壕の跡に立つ慰霊碑。沖縄県糸満市にある。慰霊碑の名称は、第二次世界大戦末期に第三外科壕に学徒隊として従軍していたひめゆり学徒隊にちなんでいる。

# 令和7年度税制改正



税理士 西村 匡史  
にしむら まさひろ

令和7年の税制改正の目玉は所得税の改正です。

所得税の基礎控除、給与所得者の給与所得控除、配偶者控除、扶養控除などが改正されました。そして、19歳から23歳までの「扶養親族の特定親族特別控除」(最高63万円)が創設されました。

## ●配偶者控除

例えば、配偶者の給与収入が、今までは103万円未満であれば配偶者控除が受けられましたが、123万円でも配偶者控除が受けられます。

但し、配偶者に対して新たに住民税、国民健康保険などが課税される場合があります。

## ●基礎控除

所得金額(自営業者の人は、収入から経費を引いた金額。給与所得者は給与収入から給与所得控除を引いた金額)から、最高95万円の基礎控除(所得金額が132万円を超えると所得金額に応じて段階的に減ります。)を受けられます。これまでは48万円でした。

## ●特定親族特別控除

19歳以上23歳未満の大学生や専門学校生などの親族がおられる場合もア

ルバイト収入が150万円以下なら特定親族特別控除が受けられます。

今年の年末調整や確定申告の時は、扶養している人の年収をきちんと把握してください。

私見ですが、基礎控除、扶養控除等は生活できる金額まで課税しないこととするべきだと思います。私が生まれた昭和34年(1959年)の基礎控除は38万円。当時の米10キロの金額は700円程度です。その後の物価上昇からすれば、基礎控除は最低200万円程度にすべきです。

また上記の改正では10万円程度しか減税にはなりません。所得税だけを改正するのではなく、それと連動する住民税、社会保険等も改正すべきです。

さらに、減税を考えるなら、消費税を5%に引き下げれば大きな効果があります。

生活を守るために皆さんの声を政治に届けてください。

ご不明な点は  
なごや経理までお  
たずねください。

詳しくは  
税理士法人なごや経理  
税理士 西村・丸山 まで  
TEL 052-451-7747  
FAX 052-451-7748

## お知らせ

### INFORMATION

# 第44回 名古屋法律事務所友の会 総会

## インターネットが変える

## SNS時代の政治参加と ポピュリズム

参加無料  
完全予約制

日時/2026年5月23日(土)

【第1部】友の会総会 午後2:00~2:50 (開場1:45) 【第2部】記念講演 午後3:00~5:00

会場/ウインクあいち5F 小ホール2

講師 成蹊大学文学部 現代社会学科 教授 伊藤 昌亮さん



お申込み先はこちら▼

TEL 052-451-7746

tomonokai44@nagoyalaw.com

定員になり次第、締め切ります

YouTubeで  
後日配信

締切  
5/31

ホームページもしくは右の  
QRコードからお申込ください



民主主義のかたち

友の会企画  
「常滑さんぽ」

食欲の秋と芸術の秋を  
楽しみました!

10月18日(土)暑さが落ち着いた散歩日和。  
見守り猫「ここにゃん」に会いに行つてき  
ました!

やきもの散歩道は、土管坂や10本煙突の登  
窯など見どころ満載。現地ガイドさんの説明  
には新たな発見がいっぱいでした。

お昼の手打ち蕎麦は、これまた絶品!

午後は、陶芸体験。電動ろくろに苦勞しな  
がらお皿やコップを作りました。釉薬を選ぶ  
楽しみもあり、完成した作品が届くのが待ち  
遠しいです。友の会の皆さんと楽しい時間が  
過ごせました。

(参加者 Tさん)



ゴルフ愛好会  
自己ベスト更新!?

9月20日(土)愛岐カント  
リーでの第82回友の会ゴル  
フコンペに参加させていた  
だきました。

残念ながら、途中、雨に  
降られながらのプレイにな  
りましたが、同伴の方々に  
恵まれて、終日楽しくプレ  
イすることができました。

名門のゴルフコ

スなだけに、多少の  
降雨にもかかわらず  
ず、グリーンの状態  
は良好で、非常に難  
しく感じました。そ  
のためでしょうか?  
今回の私の成績はい  
まいちでしたが、な  
ぜか自己ベストの更  
新をされた方がい  
て、私が記録を更新  
したのも10年ほど前  
の友の会のコンペだ  
ったことを思い出し  
ました。



久しぶりにあの頃のこと  
を思い出し、次回のコンペ  
では、10年振りに自己ベス  
トを更新しようと、固く心  
に誓ってゴルフ場を後にし  
ました。  
次回のお誘いもお待ちし  
ております。

(参加者Sさん)

みなと事務所学習会  
老後のために  
やるべきこと  
〜成年後見制度など〜



11月8日(土)みなと医療生協  
レインボーセンターにおいて、  
加藤美代弁護士を講師とした  
学習会が開催されました。財産  
管理契約や任意後見、成年後見  
制度など、気になる老後の準備  
や心配、いわゆる「終活」に関す  
るテーマに焦点を絞り、実務に  
おける具体例なども交えた解  
説がなされました。参加者から  
たくさん質問をいただき、テ  
ーマへの関心の高さを実感し  
ました。今後も皆さんの関心に  
応えた学習会をおこなってい  
きたいと思えます。

(弁護士 兼松 洋子)

## ゴルフ愛好会

### ゴルフコンペのお知らせ

- と き / 2026年4月19日(日) 予定
  - と ころ / バインズゴルフクラブ 予定
- ※参加ご希望の方は、事務局までお問い合わせください。  
TEL:052-451-7746

## ホームページ

名古屋法律事務所  検索

### ブログ公開中!

法律・税金に関する気になる情報のほか、事件報告や時事ネタ、スタッフの世間話など、随時更新中。

- 【最新ブログ】「推し活と法2」  
「労働時間の証拠集め」

## ご相談受付

要予約

### 電話・オンライン法律相談のご案内

ご自宅にいなから、弁護士に電話やZoomを使用したオンライン相談が可能です。

そもそも弁護士に依頼すべき？とお悩みの方もお気軽にどうぞ。



## あらくさ

### ご意見・ご感想をお寄せ下さい!

よりよい誌面にするため、右記QRコードからご意見をお寄せ下さい。また、法律・税金問題でお困りの方がお近くにおられましたら、本誌をご紹介します。



### ■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子  
弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治 弁護士 酒井 寛  
弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩  
弁護士 平野 弥優

名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史

■弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所 / 名古屋法律事務所友の会

TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所

TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みどり事務所

TEL 052-629-0070 FAX 052-629-0071

■税理士法人 なごや経理

TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

名古屋法律事務所  
ウェブサイト



編集後記  
明けましておめでとうございます。  
本年もどうぞよろしくお願いたします。  
さて、昨年は友の会企画で「常滑さんぽ」を行いました。愛知県常滑市は、言わずと知れた招き猫の生産量日本一の町。日本では商売繁盛を願うお守りとして親しまれている招き猫ですが、近年は外国人観光客のお土産としても人気が出ているようです。海外では猫そのものが幸運の象徴として知られており、招き猫は「lucky cat」や「happy cat」と説明されることもあるとか。皆様にとってラッキーでハッピーな一年になることを願っております。

ホームページ <https://www.nagoyalaw.com> Eメール [info@nagoyalaw.com](mailto:info@nagoyalaw.com)

12月27日(土)~1月4日(日)は、年末年始のため事務所を休業させていただきます。